

決 議 案 の 審 議 結 果

決議案第1号

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議について

(提出者)菅原達議員、(賛成者)横井帝之議員により、指定管理者制度の在り方調査特別委員会において調査を進めてきましたが、当該委員会に委任されている地方自治法第98条第1項の権限では疑義の解明ができないことから、新たに地方自治法第100の権限を追加して委任するため、指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議案が提出され、常任委員会への付託を省略し、本議会において賛成多数で可決されました。



▲全文は、こちらから
ご覧になれます。

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関する決議

指定管理者選定における疑義の解明に向けた調査に関することについて、地方自治法第100条の規定に基づく調査を次のとおり実施する。

1 調査事項

- (1) 募集要項の変更における疑義に関する事項
- (2) 選定過程における疑義に関する事項
- (3) 市長と当該事業者との関係性の疑義に関する事項

2 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を指定管理者制度の在り方調査特別委員会に委任する。なお、地方自治法第98条第1項の調査は引き続き行うものとする。

3 調査期間

指定管理者制度の在り方調査特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、80万円以内とする。

議 員 案 の 審 議 結 果

議員案第2号

佐野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

▼提案理由

刑法及び地方自治法の改正に伴い所要の規定を整理するため、条例の改正を提案しました。

▼審議結果

常任委員会への付託を省略し、本会議において賛成全員で可決されました。



▲全文は、こちらから
ご覧になれます。